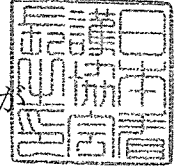


平成 27 年 5 月 12 日

厚生労働省
老健局長 三浦 公嗣 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すか



平成 28 年度予算編成に関する要望書

高齢・多死社会の到来を控え、住み慣れた地域での在宅療養を最後まで支える「地域包括ケアシステム」の構築に向け、在宅・介護領域の看護サービスの整備は喫緊の課題です。

介護保険利用者の重度化や認知症高齢者の増加に対応し、地域で安心と尊厳ある生活を支えていくための看護の体制整備と人材確保に、引き続きのご支援をお願いいたします。

つきましては、平成 28 年度予算案の編成に際し、以下の事項についてご検討ならびにご配慮を賜りますよう、要望いたします。

要 望 事 項

1. 在宅・介護領域における看護職の確保と質の向上
2. 訪問看護の効果的・効率的な提供体制構築に向けた検討
3. 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制整備
4. 地域包括支援センターの機能強化

1. 在宅・介護領域における看護職の確保と質の向上

- 1) 訪問看護の提供体制を拡充し、かつ医療機関の看護師の在宅ケア技術・知識の向上を図るため、医療機関から訪問看護事業所への看護師の出向・研修派遣事業に対し支援措置を講じられたい。

<要望の背景>

訪問看護の提供体制の拡充に向け、最大の課題は看護人材の確保・育成・活用である。訪問看護ステーションでの雇用を増やすための支援策の充実もさることながら、今後は労働力人口減少に伴って看護職のマンパワー自体が限られてくることを鑑み、看護職が医療機関等の所属組織内にとどまらず、地域で効果的・効率的に力を発揮する働き方の導入が必要である。

また、医療機関においても在宅復帰支援機能の強化は必須であり、医療機関の看護師が一定期間、地域で訪問看護に従事しながら知識・技術を学ぶ機会を創出することにより、院内での看護ケアや退院調整機能を底上げし、円滑な在宅復帰支援につなげることが期待できる。

日本看護協会では、平成24年度～26年度事業として訪問看護未経験者を対象とした入門編プログラムとなる「訪問看護師養成コアカリキュラム」の作成・試行検証を行い、訪問看護師養成システムの標準化を図っている。これまで暗黙知や口承伝達に頼りがちだった未経験者教育の標準化により、新卒者や潜在看護師に加え、医療機関の看護師も短期間のOJTで学び、訪問看護に従事することが可能である。

以上のことから、医療機関の看護師が、短期・長期研修や出向等の枠組みで一定期間地域の訪問看護ステーションに従事するあらたな人材活用事業の実施について、支援措置を講じられたい。

- 2) 在宅・介護領域における看護人材の確保および質の向上に向け、看護職を対象としたキャリアアップ研修の支援、研修に係る代替要員の確保、管理者のマネジメントスキル強化等について地域医療介護総合確保基金（介護分）の事業例として明示し、全国的な普及を図られたい。

<要望の背景>

特養等の介護施設や在宅サービスで働く看護職員は、少数配置であればこそ高い専門性や判断力、マネジメント力が求められる一方で、少数配置であるがゆえに研修で長期間職場を離れることが困難であり、スキルアップや情報共有の機会に恵まれていない。

日本看護協会では、平成25年度より「高齢者ケア施設の看護管理者交流会」を全国計11か所で開催し、制度の動向や施設のケア管理について、行政や関係団体を交えた情報共有・意見交換の場を設けてきた。今後は全ての都道府県でこうした機会を創出するとともに、介護・在宅領域の看護全体の底上げに向け、看護職員のキャリアアップやマネジメントスキル強化の研修体制整備が必要である。

訪問看護以外の在宅・介護領域で働く看護職員の研修は、地域医療介護総合確保基金（介護分）の「介護従事者の確保に関する事業」に含まれるとされているが、現行の事業メニューでは介護職員の確保・育成が前面に提示されており、今後、都道府県や市町村において、在宅・介護領域の看護職員の確保および質の向上に向けた支援が担保されるかどうか懸念される。

全ての都道府県で在宅・介護領域の看護人材の確保・質の向上のための研修体制が整備されるよう、基金の事業例として明示し、全国的な普及を図りたい。

2. 訪問看護の効果的・効率的な提供体制構築に向けた検討

- 1) 特養や居住系サービスにおける医療ニーズ対応、夜間・緊急対応体制を強化するため、外部からの訪問看護サービス導入について、対象となる疾患や状態像の拡大を検討されたい。

<要望の背景>

「終の棲家」の役割を果たす特別養護老人ホームや、認知症グループホーム、特定施設入居者生活介護等では入居者の重度化が進み、医療ニーズ対応や夜間・緊急対応の強化が求められている。しかしながら、全ての特養や居住系サービスが内部の体制として医療職を必要時に配置することは困難であり、また「生活の場」に濃厚な医療提供体制は不要であることから、今後は必要に応じて適時適切に外部から訪問看護サービスを導入できる体制を整備すべきである。

以上のことから、現行制度では特養において末期がんおよび精神科訪問看護のみ、認知症グループホームにおいては末期がんや厚生労働大臣の定める疾病等に限り医療保険適用が認められている「外部からの訪問看護サービスの導入」について、対象となる疾患や状態像、契約による夜間緊急時対応など、拡大の方向性を検討されたい。

- 2) 訪問看護サービスにおける「質の評価」指標の検討・開発について、必要な予算措置を講じられたい。

<要望の背景>

中重度者の在宅療養や在宅看取りのニーズが増大する一方で、在宅療養支援にあたる訪問看護等のマンパワーは有限であり、サービスを安定して供給するためには、訪問看護の効果的かつ効率的な提供体制構築が急務である。

効率化と質の向上を両立させるためには、訪問看護のサービス内容を「見える化」「標準化」し、客観的な評価指標に基づいて、サービスの質の維持・改善を図っていくプロセスが必要である。

以上のことから、訪問看護サービスにおける「質の評価」指標の検討・開発が早期に進められるよう、調査研究事業費として十分な予算措置を講じられたい。

3. 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制整備

- 1) 認知症の早期発見・早期対応および認知症者とその家族への支援体制強化に向け、訪問看護ステーションに認知症相談窓口を設置するモデル事業に対し、特段の財政措置を講じられたい。

<要望の背景>

地域住民が、自身あるいは身近な人の認知症が疑われる症状に気づいた場合や、認知症に関連したトラブルが生じた場合、現状では地域で気軽に相談できる 24 時間対応の窓口がない。今後の認知症者の増加を鑑みれば、認知症の初期相談に幅広く対応可能な窓口を地域で増やしていく体制整備が必要である。

訪問看護ステーションは 24 時間対応の事業所が多く、地域の医療機関や介護事業所、ケアマネジャー等とのネットワークがあることから、住民の初期相談を受けて、医療機関の受診や介護保険サービスの利用など適切な社会資源につなげることが可能である。

以上のことから、訪問看護ステーションに認知症の相談窓口をおくためのモデル事業について、特段の財政措置を講じられたい。

- 2) 身体合併症等を併せ持つ認知症高齢者の円滑な入退院・在宅療養継続を支えるため、看護職の認知症対応力向上研修の整備について十分な予算措置を講じられたい。

<要望の背景>

認知症高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が身体合併症等の治療のため急性期病院を受診・入退院するケースも増加している。入院に伴う環境変化による認知症症状の悪化や治療拒否による身体合併症の悪化を防ぎ、円滑な入退院・在宅療養継続を支えるためには、病院および地域の看護職が認知症ケアの専門知識・技術を習得し、権利擁護の視点をもって連携協働していくことが不可欠である。

日本看護協会では、認知症看護認定看護師（平成 27 年 1 月現在 472 名）、老人看護専門看護師（平成 27 年 1 月現在 79 名）等の専門性の高い看護師養成とともに、看護職員および看護管理者を対象とした認知症研修を平成 24 年度～26 年度に実施し、延べ 45,686 名の参加を得ている。これらの専門性の高い看護師や研修受講者が、今後リーダーとして自施設や地域で認知症ケアの指導にあたる体制を整備しつつ、より多くの看護職員が認知症ケアのスキルアップを図れるよう、さらなる支援が必要である。

以上のことから、認知症施策推進総合戦略に位置付けられた「看護職員の認知症対応力向上研修」について全国で十分な受講機会が確保されるよう、研修指導者の養成・確保を含めて体系的な整備を図られたい。

4. 地域包括支援センターの機能強化

1) すべての地域包括支援センターに保健師の配置を推進されたい。

<要望の背景>

平成 25 年度に本会が実施した調査では、全国の地域包括支援センターの 3 割に保健師が配置されていない実態が明らかになっている。

地域包括支援センターの中でも、保健師が配置されているセンターは「運動器の機能向上／栄養改善／口腔機能向上」等の各種事業の参加者個人に改善がみられ、事業の成果があったと回答する割合が有意に高かった。

また、介護予防事業、認知症高齢者施策、高齢者虐待防止、地域づくり、医療機関との連携等においても成果を挙げていた。

保健師は多職種協働を促進し、多機関との連携協働を行い、地域づくりも念頭に活動のできる職種であることから、地域の特性に見合った地域包括ケア体制を推進するためにも、すべての地域包括支援センターへの保健師配置促進に向け、特段の措置を願いたい。

2) 地域包括ケアの要となるすべての地域包括支援センターについて、その機能強化を目的として、人材育成に特段の財政措置を図られたい。

<要望の背景>

昨年度本会が実施した「保健師の活動基盤に関する実態調査」からは、地域包括支援センター（委託）における保健師の半数以上が新任研修を受講せず活動を実施していることが明らかになった。中長期的な人材育成が行われているとした者は約 2 割に留まり、現任教育やプログラムがあるとした者も 2 割を下回っている。認知症高齢者の増加や高齢者虐待等、地域包括支援センターの抱えるケース複雑かつ困難であり、各専門職がその役割を発揮し、高度な専門的知識を用いて適切に支援するには、時宜に見合った課題別研修や職種に応じた系統的な現任教育が重要である。

2025 年問題も視野に、地域包括支援センターが求められている役割を十分に発揮するためにも、センターで働く保健師に必要な研修プログラム及び実施体制を構築し、地域包括ケア推進を図るための、特段の財政措置を図られたい。